

社会福祉法人 仁心会 みと南部訪問看護ステーション 料金表

1. 利用料

介護保険適用

(看護職員) 介護予防 訪問看護単位	①	所要時間 20分未満の場合(早朝・夜間・深夜のみ) (1回/週以上の20分以上の訪問看護を実施すること。緊急時訪問看護加算者に限る)	302単位
	②	所要時間 30分未満の場合	450単位
	③	所要時間 30分以上1時間未満の場合	792単位
	④	所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合	1,084単位
(リハビリ職員) 介護予防 訪問看護単位	①	所要時間 20分	283単位
	②	所要時間 40分	566単位
	③	所要時間 60分	426単位
(看護職員) 訪問看護単位	①	所要時間 20分未満の場合(早朝・夜間・深夜のみ) (1回/週以上の20分以上の訪問看護を実施すること。緊急時訪問看護加算者に限る)	313単位
	②	所要時間 30分未満の場合	470単位
	③	所要時間 30分以上1時間未満の場合	821単位
	④	所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合	1,125単位
(リハビリ職員) 訪問看護単位	①	所要時間 20分	293単位
	②	所要時間 40分	586単位
	③	所要時間 60分	792単位
加算単価	⑤	夜間・早朝・深夜加算 (計画外の場合は、特別管理 加算者のみ2回目以降)	夜間・早朝 所定単位数の25/100 深夜 所定単位数の50/100
	⑥	緊急時訪問看護加算	574単位
	⑦	サービス提供体制強化加算(I) サービス提供体制強化加算(II)	6単位/回 勤続7年以上の者が30%以上 3単位/回 勤続3年以上の者が30%以上
	⑧	特別管理加算	I:500単位/月 (悪性腫瘍, 気管カニューレ, 留置カテーテル等) II:250単位/月 (自己腹膜透析, 血液透析, 酸素療法, 中心静脈栄養, 在宅成分栄養経管栄養, 自己導尿, 人工呼吸器, 持続腸圧呼吸療法, 自己疼痛管理, 人工肛門, 人工膀胱, 週3回以上の点滴注射, 真皮を超える褥瘡等)
	⑨	長時間訪問看護加算 (1時間30分以上)	300単位/回
	⑩	複数名管理加算	30分未満:254単位/回 30分以上:402単位/回
	⑪	ターミナルケア加算	2,000単位/死亡月
	⑫	退院時共同指導加算	600単位/回 (入院中, 入院中の在宅診療の生活について病院又は, 老人保健施設のスタッフと共同で指導を行った場合。退院, 退所後の初回の訪問看護の際に算定)

⑧	乳児加算	50	100	150	3歳以上6歳未満(1日につき)
⑨	夜間・早朝訪問看護加算	210	420	630	18時～22時, 6時～8時
⑩	深夜訪問看護加算	420	840	1,260	22時～6時
⑪	訪問看護管理療養費	744	1,488	2,232	月の初回訪問時
		300	600	900	月の2回目以降(1日につき)
⑫	難病等複数回訪問看護加算(厚生労働大臣が定める疾病等・特別指示の者)	450	900	1,350	2回目
		800	1,600	2,400	3回目
⑬	24時間対応体制加算	640	1,280	1,920	月1回
⑭	特別管理加算(月1回)	500	1,000	1,500	悪性腫瘍, 気管切開, 気管カニューレ, 留置カテーテルを使用している状態
		250	500	1,000	自己腹膜灌流, 血液透析, 酸素療法, 中心静脈栄養, 在宅成分栄養経管栄養, 自己導尿, 人工呼吸器, 持続腸圧呼吸療法, 自己疼痛管理, 肺高血圧疾患, 人工肛門・膀胱, ドレーンチューブ・点滴注射, 真皮を超える褥瘡
⑮	退院時共同指導加算	800	1,600	2,400	入院中に退院に向けて指導を行った場合(1回) 厚生労働大臣が定める疾病等の場合(2回)
⑯	特別指導管理加算	200	400	600	退院時共同指導加算算定にあたり, 特別管理加算者は, さらに加算
⑰	退院支援指導加算	600	1,200	1,800	退院日に指導を行った場合 (退院日の翌日以降の訪問看護の際に加算)
⑱	在宅患者連携指導加算	300	600	1,200	医療機関等との情報共有と指導を行った場合
⑲	在宅患者緊急時カンファレンス加算	200	400	600	カンファレンスに参加し指導を行った場合 (月2回まで)
⑳	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	2,500	5,000	7,500	ターミナルケアを行った後, 24時間以内に在宅及び特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し, 主治医の指示により, その死亡日及び死亡日の14日以内に2回以上訪問看護を実施している場合
㉑	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	1,000	2,000	3,000	ターミナルケアを行った後, 24時間以内に特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し, 主治医の指示により, その死亡日及び死亡日の14日以内に2回以上訪問看護を実施している場合

その他の利用料

- (1) 1時間30分を超える訪問看護      30分を超える毎に      2,000円
- (2) 死後の処置      10,000円
- (3) 医療保険適用      交通費      30円/km
- (4) 介護保険適用でサービス提供地域以外の場合      交通費      30円/km
- (5) 衛生材料・日常生活用品の実費